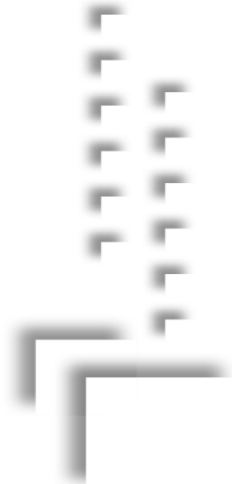


令和4年5月

資産税の実務トピックス

1. 船舶・航空機リースを活用した株価対策の論点
2. 判例解説（不動産の鑑定評価の合理性）

税理士法人タクトコンサルティング
税理士 杉山正義



今回のテーマ

1. 船舶・航空機リースを活用した株価対策の論点

船舶・航空機リースは、ストラクチャー（組合・信託・直接所有）別に固有の課税論点がありますが、今回は、これらを活用した株価対策の効果に関して、投資家、商社、金融機関等から寄せられた質問の論点について解説したいと思います。

2. 判例解説（不動産の鑑定評価の合理性）

不動産の相続又は贈与に関して、課税上、納税者と課税庁の双方が主張した鑑定価格の合理性が争点となった判例をいくつか紹介します。なお、本論点では「評価通達の定めによらない特別の事情」の有無も争点となるので、その意義についても軽く触れておきたいと思います。

テーマ 1. 船舶・航空機リースを活用した株価対策の論点

(1) 匿名組合出資が会社規模の判定に与える影響

Q 匿名組合出資が評価上の会社規模の判定に与える影響はどの程度でしょうか？

A 匿名組合出資は、直接所有型の投資とは異なり、自己資金で取得するのが通常であり、その意味において取得時に「総資産価額（帳簿価額）」が変動することはありません。また、**組合事業損益はネットで分配されるので（法基通14-1-3参照）、分配利益（収益－費用）は「直前期末以前1年間における取引金額」（その会社の目的とする事業に係る収入金額）に該当しないと考えておく方が無難です。**

法人税基本通達14-1-3（匿名組合契約に係る損益）抜粋

法人が匿名組合員である場合におけるその匿名組合営業について生じた利益の額又は損失の額については、現実に利益の分配を受け、又は損失の負担をしていない場合であっても、匿名組合契約によりその分配を受け又は負担をすべき部分の金額をその計算期間の末日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入し・・・

参考：会社規模の判定表（抜粋）

| 総資産価額（帳簿価額） | | | 従業員数 | 直前期末以前1年間における取引金額 | | | 会社の規模とLの割合 |
|-----------------|-------------------|-------------------|---------------|-------------------|-------------------|-----------------|-----------------|
| 卸売業 | 小売・サービス業 | 卸売業、小売・サービス業以外 | | 卸売業 | 小売・サービス業 | 卸売業、小売・サービス業以外 | |
| 20億円以上 | 15億円以上 | 15億円以上 | 35人超 | 30億円以上 | 20億円以上 | 15億円以上 | 大会社 |
| 4億円以上 20億円未満 | 5億円以上 15億円未満 | 5億円以上 15億円未満 | 35人超 | 7億円以上 30億円未満 | 5億円以上 20億円未満 | 4億円以上 15億円未満 | 中会社の大 L=0.90 |
| 2億円以上 4億円未満 | 2.5億円以上 5億円未満 | 2.5億円以上 5億円未満 | 20人超 35人以下 | 3.5億円以上 7億円未満 | 2.5億円以上 5億円未満 | 2億円以上 4億円未満 | 中会社の中 L=0.75 |
| 7千万円以上 2億円未満 | 4千万円以上 2.5億円未満 | 5千万円以上 2.5億円未満 | 5人超 20人以下 | 2億円以上 3.5億円未満 | 6千万円以上 2.5億円未満 | 8千万円以上 2億円未満 | 中会社の小 L=0.60 |
| 7千万円未満 | 4千万円未満 | 5千万円未満 | 5人以下 | 2億円未満 | 6千万円未満 | 8千万円未満 | 小会社 |

テーマ 1. 船舶・航空機リースを活用した株価対策の論点

(2) 株式保有特定会社の判定基礎となる「株式等」と匿名組合出資の関係

【国税庁質疑応答事例「判定の基礎となる「株式等」の範囲」より】

Q 匿名組合出資は、株式保有特定会社の判定の基礎となる「株式等」に該当しますか？

A 「匿名組合」とは、商法における匿名組合契約に基づくもので「共同出資による企業形態」の一種であり、出資者(匿名組合員)が営業者の営業に対して出資を行い、営業者はその営業から生ずる利益を匿名組合員に分配することを要素とするものです。匿名組合契約により出資したときは、その出資は、営業者の財産に帰属するものとされており(商法536①)、匿名組合員の有する権利は、利益分配請求権と契約終了時における出資金返還請求権が一体となった匿名組合契約に基づく債権的権利ということにならざるを得ません。したがって、判定の基礎となる「株式等」に該当するものとはいえません。

【評価通達189なお書きの取扱いについて】

Q 本通達には「評価会社が、株式保有特定会社に該当する評価会社かどうかを判定する場合において、①課税時期前ににおいて合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があり、②その変動が株式保有特定会社に該当する評価会社と判定されることを免れるためのものと認められるときは、その変動はなかったものとして当該判定を行うものとする」とありますが、例えば、評価会社が課税時期直前に子会社からの受取配当を原資に匿名組合契約による船舶・航空機リース投資を行って、株式保有特定会社の判定から免れた場合には、本通達が発動するリスクは高いのでしょうか？

A 本件投資はリース開始初期に多額の損失が分配されるよう設計されているのが通常であり、投資家はその効果を得ることを期待して(動機)投資するケースが多いのですが、投資事業性(元本回収・利ザヤ)が否定されるものではありません(経済合理性)。この点が「銀行借入・拘束預金スキーム」等とは異なるのですが、したがって、課税時期直前に上記手法により投資を行ったとしても、それが直ちに「合理的な理由もなく評価会社の資産構成に変動があった」ものと解されることにはつながらないと思われます。

テーマ 1. 船舶・航空機リースを活用した株価対策の論点

(3) 直接所有型の中古資産の投資物件の耐用年数



中古資産（法定耐用年数12年、経過年数10年）を直接所有して5年間リースする投資を検討しています。ところで、中古耐用年数の決定に際しその使用可能期間の見積りが困難なときは簡便法によることが認められていますが（耐用年数省令3①二）、簡便法による本件資産の中古耐用年数は4年（12年－10年＋10年×20%）となります。しかし、ある市販の解説本には「少なくともリース期間（本件では5年間）は本件資産が使用可能と見積もっているといえるのだから、中古耐用年数は、原則（同令3①一）通り当該リース期間とすべきである」といった趣旨の記載がありました。本件において、簡便法を採用することは出来ないのでしょうか？



中古耐用年数の決定の原則（同令3①一）における使用可能期間とは、中古資産の使用状況、構造、材質、経過年数等を基礎として見積もられた物理的・経済的な使用可能期間と解されており、上記記載のように当該資産に係るリース期間に関連付けて決定する規定はありません。

仮に上記記載に従うとすれば、例えばリース期間が1年間の場合は（船舶・航空機の取引市場は成熟しており、非現実的な期間ではありません）当該中古資産の耐用年数も1年で良い、ということになってしまいますが、これは明らかに不自然です。

つまり、当該中古資産の使用可能期間を物理的・経済的に見積もることが出来ない場合は、簡便法による中古耐用年数を採用することが出来るのですが、実際のところ、中古船舶・航空機についてその使用可能期間を見積もることは決して容易ではありません。したがって、基本的には、簡便法による中古耐用年数を採用しても問題はないと思われれます。

テーマ 1. 船舶・航空機リースを活用した株価対策の論点

(4) 投資物件を売却した場合の利益の取扱い（類似業種比準価額）



類似業種比準価額の算定に際し、船舶・航空機リース（**固定資産**）の投資物件を売却した場合の利益は、1株当たりの利益金額の計算基礎となる「非経常的な利益」に該当しますか？



- ①匿名組合出資の場合は、基本的に「非経常的な利益」に該当しないと考えるべきです（次頁）。
- ②その他の投資の場合は、下記のロジックに照らして判断する必要があります。

【①②共通のロジック】 R1.5.14 東京地裁判決（確定）ほか

評価通達183(2)（評価会社の1株当たりの配当金額等の計算）は、評価会社の利益金額の計算上、**固定資産の売却益**や火災の際の保険差益等を非経常的な利益として利益金額から除くこととしているが、これは、類似業種比準方式における比準要素としての利益金額は、基本的には、評価会社の経常的な収益力を表すものを採用し、これと類似業種の利益金額とを比較対照して、評価会社の経常的な収益力を株式の価額に反映させるためであり、合理性がある。

ただ、同通達が「非経常的な利益」として**固定資産売却益**や**保険差益**を挙げているのは、これらの利益が通常は偶発的な取引によるものであることからその例として示したものにすぎず、これらの利益は、飽くまでも偶発的な取引による非経常的な利益に当たる場合に限って除外されるものと解すべきである。

したがって、ある利益が経常的な利益に該当するか非経常的な利益に該当するかを判断するに当たっては、その利益が**固定資産売却益**又は**保険差益**に該当するか否か、または、その利益が**経常利益**若しくは**特別利益**のいずれに計上されているかのみで判断するのではなく、評価会社の事業の内容、その利益の発生原因、その発生原因たる行為の反復継続性又は臨時偶発性等を考慮して判断するのが相当である。

テーマ 1. 船舶・航空機リースを活用した株価対策の論点

(前頁からの続き)

【①匿名組合出資の特有のロジック】 H25.2.14 大阪国税不服審判所裁決ほか

匿名組合契約において、匿名組合員の出資は、全て営業者に帰属し、その出資により営業者が取得した財産について匿名組合員が共有持分を有することはなく、匿名組合員が匿名組合の目的である事業の範囲に属する営業者の個々の取引を自己の取引と認識することはあり得ず、匿名組合員は、営業者の営業から生じた各計算期間における最終的な利益又は損失の額の分配を受ける地位を有するにすぎない。

したがって、匿名組合員は、匿名組合契約に基づいて分配された利益又は損失が営業者の行った営業のうち、いかなる取引に起因する損益として生じたものであるかを認識することは匿名組合契約の法的性格上あり得ないし、営業者が匿名組合の目的である事業の範囲に属する限りどのような取引を行うとしても、匿名組合員にとって出資に対する利益又は損失の額の分配であるという性格が異なることとなるわけではない。

本件各匿名組合契約は、固定資産の所有、賃貸及び売却が一体となった契約であり、固定資産の売却は、匿名組合の目的である事業の内容として契約締結時に予定されていたものである。そうであるとすれば、本件各匿名組合契約における固定資産の売却は、匿名組合の目的である事業の遂行そのものであって、臨時偶発的なものとはいいい難く、当該固定資産の売却に起因して生じた匿名組合の事業の利益又は損失も、臨時偶発的なものとはいいい難い。

また、匿名組合員A社が匿名組合契約に基づき営業者から分配を受ける利益又は損失は、匿名組合契約の性質上、営業者における当該利益又は損失の発生の源泉によってその性格を異にするものではない。

以上によれば、匿名組合員が本件各匿名組合契約に基づき各営業者から分配を受ける利益は、本件各匿名組合契約に係る固定資産の賃貸（リース）から生じたものであると当該固定資産の売却により生じたものであるとを問わず、いずれも、本件各匿名組合契約の締結（取引）というA社（匿名組合員）自身の経常的な事業活動から生じたA社の経常的な利益とみるべきである。